

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

[洪水・ハザードマップ]

財田川氾濫時には、観音寺地区、一ノ谷地区の大部分、および高室地区、常磐地区のおよそ半分以上が50cm以上の浸水、そのうち一部は3m以上の浸水が予測されている。

[土砂災害・ハザードマップ]

大野原地区と豊浜地区の各地に土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が多数点在している。

[地震・ハザードマップ]

南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は60~90%程度以上と言われており、最大クラスの地震が発生した場合、当市全域で震度6弱以上、沿岸部においては震度7のゆれが予想されている。

[津波・ハザードマップ]

最大クラスの津波により、観音寺地区の西部分、大野原地区および豊浜地区の沿岸部の一部、産業団地が立地する三豊干拓エリアの浸水が予測されている。観音寺地区の財田川周辺および柞田川周辺では浸水深30cm以上、到達30分未満のエリアが存在する。(堤防崩壊、地盤沈下が発生した場合)

[ため池・ハザードマップ]

市内には多数のため池が存在する。市内の防災重点農業用ため池124か所のうち、特に下流への被害が大きいと予想されるため池44か所について、ハザードマップが作成されている。

[高潮・ハザードマップ]

台風16号による高潮で多くの地域に浸水が発生した。高潮による被害は最大で観音寺地区の約3割、大野原地区および豊浜地区の沿岸部から500~1,000mの地域が、3m以上5m未満の浸水が予想されている。

(2) 商工業者の状況

商工業者等数 2,526者 (令和3年経済センサス)

小規模事業者数 1,953者 (令和3年経済センサス)

[内訳]

| 業種    | 商工業者等数 | 小規模事業者数 | 備考              |
|-------|--------|---------|-----------------|
| 建設    | 224    | 211     | 市内に広く分布         |
| 製造    | 342    | 261     | 沿岸部付近に多い        |
| 卸・小売  | 777    | 530     | 市内中心部、幹線道路沿いに多い |
| サービス他 | 1,183  | 951     | 市内中心部、幹線道路沿いに多い |
| 合計    | 2,526  | 1,953   |                 |

(3) これまでの取組

1) 当市の取組み

・防災計画および防災マップの策定、防災に関する周知活動

- ・災害時における応援協定の締結
- ・自主防災組織活性化事業（防災資機材、備蓄食料の整備、防災訓練の実施等）
- ・感震ブレーカー設置促進事業
- ・家具転倒防止対策促進事業

## 2) 観音寺商工会議所の取組み

- ・観音寺市と避難場所などの施設利用に関する協定を締結
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・商店街が主催する防災訓練イベントへの協力

## 3) 観音寺市大豊商工会の取組み

- ・事業者BCPに関する国等の施策の周知
- ・香川県火災共済協同組合と連携した火災共済、休業対応応援共済への加入促進
- ・防災訓練の周知活動

## II 課題

これまで、観音寺商工会議所および観音寺市大豊商工会、観音寺市の間では、防災やBCPに関する具体的な協議がされていない。また、事業者への周知、啓蒙活動が積極的になされているとは言い難い。3者間での連携を密にし、災害時対応や事業継続力強化支援における協力体制や役割分担を定め、積極的な活動を展開することが課題である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡を円滑に行うため、観音寺商工会議所および観音寺市大豊商工会、観音寺市の間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・事業継続力強化計画を策定する事業者を増加させる。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県に報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和11年3月31日（8年間）

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

3者の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### < 1. 事前の対策 >

観音寺市地域防災計画および両支援機関のBCPと本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・両支援機関は巡回および窓口相談時にハザードマップ等を活用した災害リスクの注意喚起、損害保険等の普及啓発、各種制度の情報提供を行う。
- ・両支援機関および当市は、会報や市広報、ホームページにおいて国の施策やリスク対策の必要性等の周知を行う。
- ・両支援機関は小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）

- の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・両支援機関は事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。

## 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 観音寺商工会議所では、令和2年6月に事業継続計画を作成（別紙参照）。
- ・ 観音寺市大豊商工会では、令和2年7月に事業継続計画を作成（別紙参照）。

## 3) 関係団体等との連携

事業者BCP策定等の高度な助言が必要となる際、香川県よろず支援拠点および香川県中小企業診断士協会、エキスパートバンクに専門家派遣を依頼し、連携して支援を行う。

## 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・ 両支援機関および当市の担当者間で情報交換し、状況確認や改善点の協議を行う。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、両支援機関と当市とで連絡ルートの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

## < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否や被害状況、業務従事の可否等を電話またはメール、SNSで報告する。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を両支援機関と当市で共有する。）

### 2) 応急対策の方針決定

- ・ 両支援機関と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）  
両支援機関職員は自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。当市職員は、災害時職員初動マニュアル等に基づき、豪雨の状況に応じて配備体制及び動員体制をとる。
- ・ 両支援機関職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

|           |   |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>   |

ほぼ被害はない ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

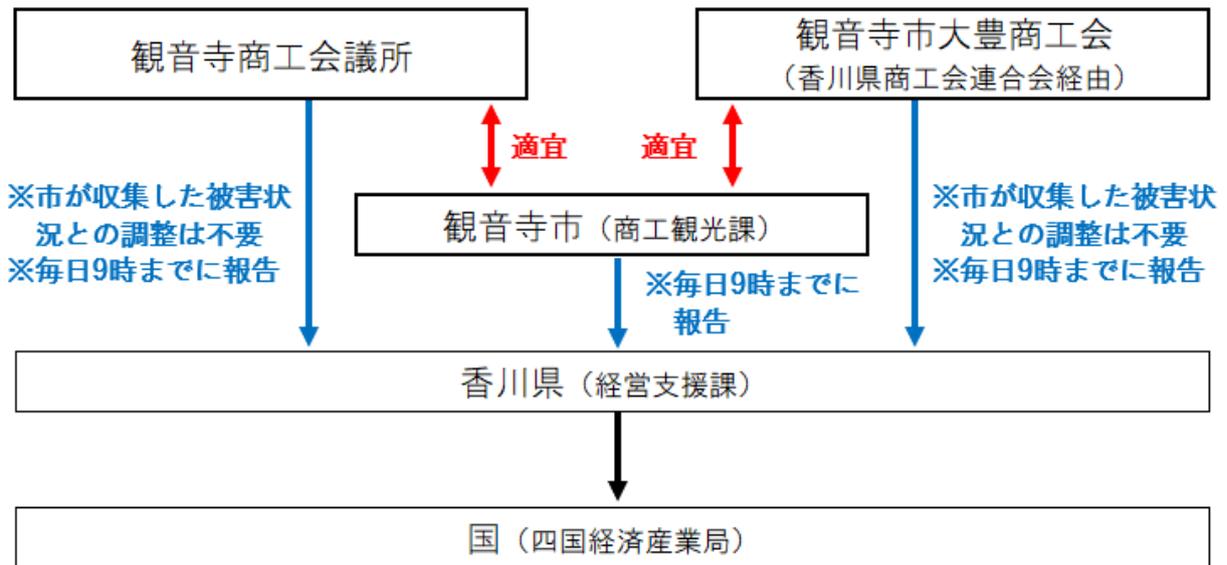
・本計画により、両支援機関と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

|         |           |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～1か月 | 1日に1回共有する |
| 1か月以降   | 2日に1回共有する |

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・両支援機関と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当市と両支援機関が共有した被害状況および中小企業被害額の情報を、香川県の指定する方法にて当市および両支援機関より（観音寺市大豊商工会は香川県商工会連合会経由）香川県へ報告する。

[被害状況報告フロー]



[報告フォーマット]

被害状況実態調査票

団体名：  
報告者：  
電話番号：  
FAX：  
メールアドレス：

| 事業所名 | 住所 | 業種<br>※任意 | 従業員数<br>※任意 | 被害額<br>※原簿の再録に<br>必要ない様、<br>おおよそで可 | 被害額内訳                                     |                      |      | 被害状況<br>※任意<br>※被災状況が分かる内容があれば、 |
|------|----|-----------|-------------|------------------------------------|---|----------------------|------|---------------------------------|
|      |    |           |             |                                    | 土地<br>(権限土砂排除<br>費・整地費)<br>(中長期交差に無<br>る) | 建物<br>(中長期交差に無<br>る) | 機械設備 |                                 |
| 1    |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 2    |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 3    |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 4    |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 5    |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 6    |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 7    |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 8    |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 9    |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 10   |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 11   |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 12   |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 13   |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 14   |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 15   |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |
| 16   |    |           |             |                                    |   |                      |      |                                 |

#### ＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・ 相談窓口の開設方法について、両支援機関と当市とで相談する（両支援機関は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### ＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

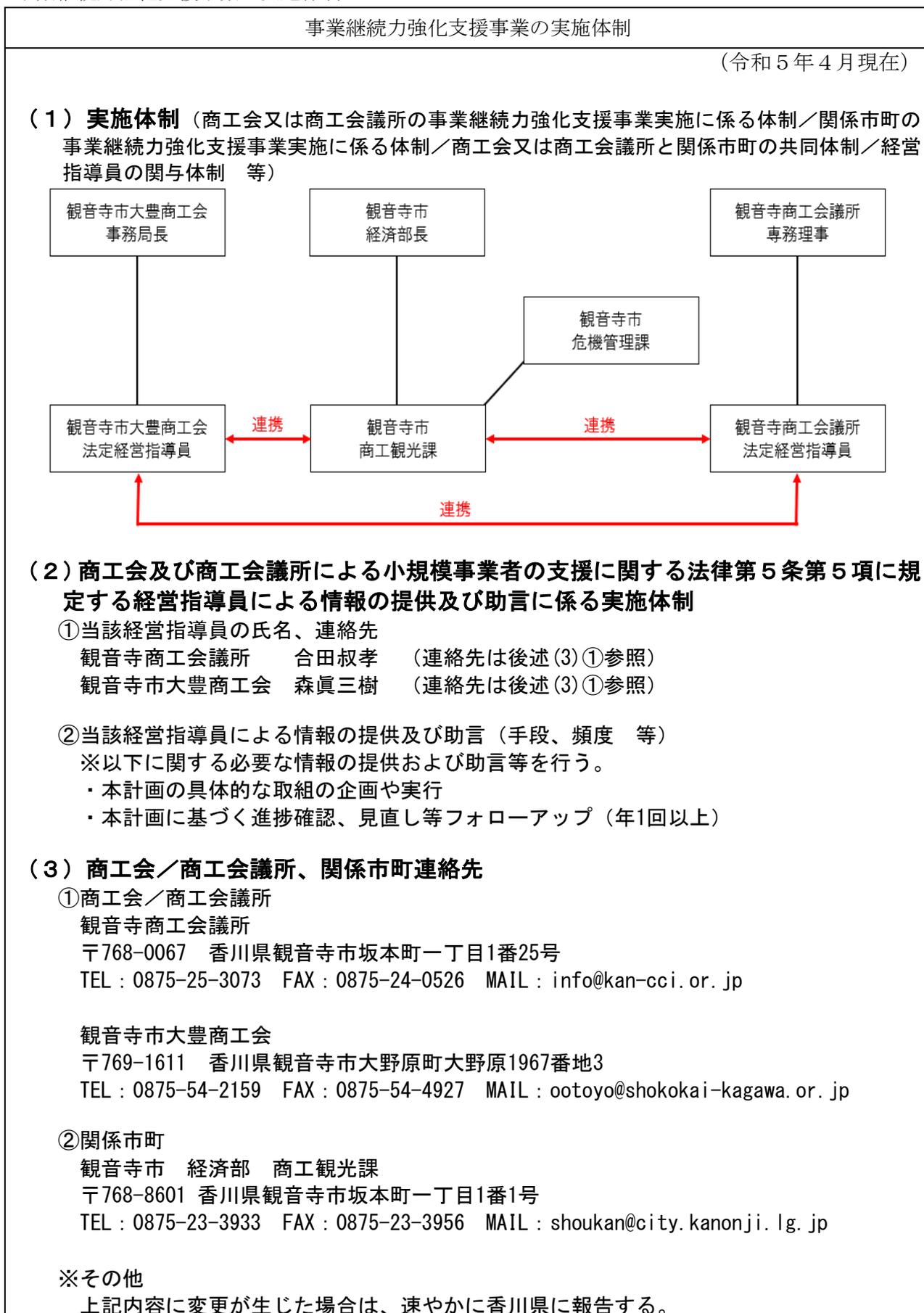
- ・ 国や県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や県等と連携し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけで対応が困難な場合には、国や県等と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|           | R 3<br>年度 | R 4<br>年度 | R 5<br>年度 | R 6<br>年度 | R 7<br>年度 | R 8<br>年度 | R 9<br>年度 | R 10<br>年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 必要な資金の額   | 260       | 260       | 260       | 260       | 260       | 260       | 260       | 260        |
| ・ 専門家派遣費  | 50        | 50        | 50        | 50        | 50        | 50        | 50        | 50         |
| ・ セミナー開催費 | 200       | 200       | 200       | 200       | 200       | 200       | 200       | 200        |
| ・ 資料印刷費   | 10        | 10        | 10        | 10        | 10        | 10        | 10        | 10         |

※経費は必要に応じて、観音寺商工会議所と観音寺市大豊商工会で按分する。

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                       |
|----------------------------|
| 香川県交付金、観音寺市補助金、事業収入、会費収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

|  |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
|  |
| 連携して実施する事業の内容                                  |
|  |
| 連携して事業を実施する者の役割                                |
|  |
| 連携体制図等   |
|  |